

助成申請書

申請日 令和6年 4月 12日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 奈良市芝辻町5丁目5番35A-407号
申請団体の名称 一般社団法人トライアングル
代表者の氏名 理事長 中辻 孝之助
法人番号 7150005009271

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称： 一般社団法人 トライアングル協議会
- 申請団体の住所： 奈良市芝辻町5丁目5番35A-407号
- 資金分配団体等としての
業務を行う事務所の所在地： 奈良県宇陀市桝原
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報				
申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	拡張支援イニシアティブ		
	事業名（副）			
	団体名	一般社団法人トライアングル協議会	コンソーシアムの有無	なし
支援対象団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名		コンソーシアムの有無	あり
支援対象区分	②民間公益活動の担い手育成			
支援内容分野1	A事業実施			
支援内容分野2	B組織運営			
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング			
支援内容分野4	D社会的インパクト評価			

優先的に解決すべき社会の諸課題		
領域／分野		
○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
	○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
	④ その他	
	○ (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	④ 働くことが困難な人への支援
		⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		⑥ 女性の経済的自立への支援
		○ ⑦ その他
		○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
⑨ その他		
その他の解決すべき社会の課題	社会的弱者や支援が必要な人々へのサービス提供や支援	

団体の要請により、
「当団体オリジナルのアイディアが
含まれる」ため非公開とした。
(JANPIA)

SDGsとの関連		
ゴール	ターゲット	関連性の説明
		別添

I. 団体概要	
(1) 設立目的・理念	173/200字
令和3年3月3日に奈良県奈良市・宇陀市・河合町、兵庫県姫路市の4拠点において設立し、地域づくりの支援機関として活動し、地域間の交流を促進し、良好な関係を築きつつ、戦略的かつ総合的に地域の魅力を高めて、持続可能な経済・社会・環境の三側面好循環を形成し、地域の活性化に寄与することです。令和6年3月現在、正会員52名、一般会員7社4団体、賛助会員1社	
(2) 団体の主な活動	162/200字
活動内容は、地域間交流体験活動事業及び交流促進事業（山から海へ・海から山へプロジェクト、明日日朝顔プロジェクト宇陀）、地産外需推進事業（自治連合会との協働によるマルシェの開催、なうどっとFM番組提供）、地域貢献活動支援事業（民間公益活動、地域づくり活動等における相談窓口、地域プランナー・コーディネータ養成塾の運営支援、）	

II. 事業概要						資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2024/7/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	近畿圏（但し、大阪市、神戸市、京都市を除く。）	
事業概要	拡張支援イニシアティブは、公益目的活動を行っている諸団体を対象とした支援プログラムです。このプログラムでは、非資金的な支援を中心に、団体の成長と発展を促進します。内容としては、当法人独自の 。さらに有識者・専門家・実務者や伴走支援者によるアドバイス指導を通じて、団体が課題を克服し、成長するための支援を行います。方法としては、定期的なミーティングや個別のコンサルテーション、オンラインプラットフォームを活用した情報共有など、柔軟なサポート体制(フォローアップ、フィードバック等)を構築します。また他の団体や地域のステークホルダーとの連携や交流を促進し、協力関係を築きながら活動を展開します。目指す成果としては、団体の能力強化や持続可能な成長を支援し、地域社会により良い影響を与えるための基盤を築くことを目指します。具体的には、団体の活動効果の向上、地域社会への貢献度の拡大、持続可能な運営体制の確立などが挙げられます。最終的には、地域共同体としての発展と社会的結束の向上に貢献し、より良い未来の構築に寄与します。						
631/800字							

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	987/1000字
令和6年3月内閣府「令和5年度特定非営利活動法人に関する実態調査」全国データにおいて、認証法人が抱える課題は、人材の確保や教育(65.6%)、後継者不足(44.5%)、収入源の多様化(39.8%)、法人の事業運営力の向上(29.8%)の順。認定・特例認定法人では、人材の確保や教育(70.6%)、収入源の多様化(54.8%)、後継者不足(45.9%)、法人の事業運営力の向上(33.5%)の順となっている。次に、令和3年8月一般財団法人非営利組織評価センター「一般法人に関するアンケート調査報告書」において、法人を経営する上での困りごとをみると、事業を行うための資金が十分でない、あるいは安定していない(28%)、事業を行うための人材が不足している(20%)、外部からの支援の機会を十分に得られていない(12%)、意思決定や業務遂行の仕組みが不安定(10%)、経営・組織運営の相談相手がいらない(7%)の順となっている。当法人のある奈良県において、平成21年県民くらし課題調べによれば、NPO等が抱える活動上での課題は、新規メンバーが増えない(33%)、特定の個人に責任や作業が集中(32%)、活動資金不足(27%)、リーダーや後継者が育たない(25%)の順。そしてNPO等の課題解決のために必要事項は、寄付や資金援助等の支援(33%)、社会的認知・信用を得ること(30%)、活動従事スタッフ・職員等の確保(23%)の順となっている。なお、奈良県県民くらし課へのヒヤリングにおいて令和5年度秋よりアンケート調査中とのことであるが、平成21年の項目が同じく上位に挙げられことがわかった。以上により(1)ミッション遂行のための適切な人材が確保できていない、(2)スキルや専門性を持った人材が不足している、(3)組織内での能力向上不足、(4)組織リーダーシップやキーポジションの交通がスムーズでないなどの要因と考えられ、状況は大きく変わらない。また①NPO活動に関わる人々が時間的制約や他の優先事項によって活動に参加できない、②NPO活動が社会的な問題や地域のニーズに十分な認知を得ていない、③NPO運営や活動に関わる負担が大きく、組織の方針や活動内容に対する志の違ひ、④労働条件や待遇面での不満などにより支援者の参加意欲が低下したり、担い手不足が生じている可能性もある。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	55/400字
奈良県では、中間支援団体の存在がない状況である。奈良県が年1〜2回のペースで期間を定め相談窓口を設置している。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	229/400字

Ⅳ.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	15
(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容	230/400字
活動地域：近畿圏（但し、大阪市、神戸市、京都市を除く。） 分野：①社会福祉、②教育、③文化・芸術、④地域振興 活動内容：①社会的弱者や支援が必要な人々へのサービス提供や支援活動（障害者・児童福祉など）、②教育の質を向上させるための活動(学習支援プログラムの提供、教育機会の平等化など)、③地域の文化や芸術を支援する活動(地域の伝統行事の継承支援など)、④地域社会の発展と持続可能な成長を促進する活動（地域イベントの開催、地域産業の振興、地域観光資源の活用など）	
(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模	139/400字
組織形態：①公益目的事業を行っている団体および法人（但し、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、独立行政法人、公益社団（財団）法人、認定・特例認定非営利活動法人を除く。） ②法人組織化を目指す任意団体 事業規模：年間予算等不問 人員体制：事業拠成員が10名未満、	
(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	207/200字

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	43/100字							
活動支援プログラムの目的	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）	全体を掌握して記入しています。								
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字

(4)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
------------------------------------	------	----	------	--------------	------------	------	------------	------

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間
---------------------------	------	-------

(4)-5 インプット

人材
資機材

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	179/200字
------------------	----------

当法人のガバナンス・コンプライアンス体制は、明確な組織構造とリーダーシップ、法令順守、透明性確保、リスク管理の徹底、そして内部監査と情報開示ポリシーを通じて、健全で持続可能な運営を実現している。

不正行為、利益相反等を管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制:当法人の有する各種規則・規程は、次のとおりである（25種類）。

・総会規則/支部運営規則/理事会規則/コンプライアンス委員会規則/就業規則/審査会議規則/専門家会議規則/事務局規程/給与規程/経理規程/情報公開規程/個人情報等管理規程/公印規程/文書管理規程/倫理規程/役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程/コンプライアンス規程/役員報酬等規程/理事の職務権限規程/事務決済規程/リスク管理規程/監事監査規程/基金取扱規程/基金造成及び取扱規程/特定準備資金等取扱規程

事前評価結果
休眠預金活用事業

団体の要請により、
「事前評価結果」は非公開とした。
(JANPIA)

令和6年3月25日
理事長 中辻孝之助

事業期間		2024/07/01	～	2027/02/28	
活動支援団体	事業名	拡張支援イニシアティブ			
	団体名	一般社団法人トライアングル協議会			

	助成金	
事業費		42,540,000
直接事業費		36,580,000
管理的経費		5,960,000
評価関連経費		0
合計		42,540,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
事業費 (A)	14,300,000	15,250,000	12,990,000	0	42,540,000
直接事業費	12,480,000	13,090,000	11,010,000	0	36,580,000
管理の経費	1,820,000	2,160,000	1,980,000	0	5,960,000

2. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
評価関連経費 (B)	0	0	0	0	0

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
助成金計(A+B)	14,300,000	15,250,000	12,990,000	0	42,540,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.00%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人トライアングル協議会	
郵便番号		630-8114	
都道府県		奈良県	
市区町村		奈良市芝辻町	
番地等		3丁目5番35A-407号	
電話番号		0742-35-35-27	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト その他のWEBサイト (SNS等)	http://triangle-japan.or.jp/	
		https://www.facebook.com/triangle.japan/	
設立年月日		2021/03/03	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカツジ コウノスケ
	氏名	中辻 孝之助
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	20
理事・取締役数 [人]	18
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	
無給 [人]	3
事務局体制の備考	奈良本部および宇陀支部、西和支部、家島支部の各支部の事務局長は、理事が担当。上記は奈良本部職員

(5)会員

団体会員数 [団体数]	13
団 thể正会員 [団体数]	12
団体その他会員 [団体数]	1
個人会員・ボランティア数	51
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	51
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	12,000
助成した事業の実績内容	2023Let'sポタリング 10,000円（西和支部） ツチノコ共和国試写会 2,000円（宇陀支部）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☑

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☑

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必	任
---	---

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所でも、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	拡張イニシアティブ
団体名:	一般社団法人トライアングル協議会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。		確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	
		確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)			
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。					
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出			
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出			
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議 (過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出			
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人
トライアングル協議会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人トライアングル協議会(以下「当法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を奈良市に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、地域づくりの支援機関として、地域間交流を主とした活動事業を行い、地域相互間の良好な関係を保ちつつ、戦略的かつ総合的に地域の魅力を高めることにより、持続可能な経済・社会・環境の三側面好循環形成並びに活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一. 地域づくりに関する事業
- 二. 地域づくりに関する調査分析・計画策定に関する事業
- 三. 地域づくり戦略の企画立案及び実施事業
- 四. 調査研究及び社会活動支援に関する事業
- 五. 地域間交流体験活動事業及び交流促進事業
- 六. 地域活性化のための企画、支援事業
- 七. 事業拠点を結ぶ事業構想と形成に関する支援事業
- 八. 文化芸術活動を含む各種イベントの企画及び運営事業
- 九. 公共施設等の運営管理事業
- 十. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的及び事業に賛同し、次条の規定により会員となった者をもって構成する。

一. 正会員(個人)

当法人の目的及び事業に賛同し、自らの専門性を活かし当法人の運営に積極的に協力する個人とする。

二. 一般会員(法人および団体)

当法人の目的及び事業に賛同し、当法人の運営に積極的に協力する法人および団体とする。

三. 賛助会員

当法人の目的及び事業に賛同し、当法人を賛助する法人及び個人とする。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、第12条で規定する総会で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に随時退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、第12条で規定する総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一. この定款その他の規則に違反したとき
- 二. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一. 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二. 総正会員が同意したとき。
- 三. 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一. 会員の除名
- 二. 理事及び監事の選任又は解任
- 三. 理事及び監事の報酬等の額

四. 貸付

五. 定款

六. 解任

七. その他

(開催)

第14条 総会に開

(招集)

第15条 総

が招集

2. 総
目的

(議長)

第16条 総

(議決権)

第17条 総

(決議)

第18条

数

2. 1

以

3.

(書面表

第19条

2.

3.

- 四. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
五. 定款の変更
六. 解散及び残余財産の処分
七. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

会場で定める額 (開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了の日から3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

とができる。 (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第21条で規定する理事長が招集する。

て当該会員
2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、前項で規定する理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

失する。 第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一. 会員の除名
- 二. 監事の解任
- 三. 定款の変更
- 四. 解散
- 五. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

3. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。 ~~その議決権の記録~~

4. 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び総会に出席した会員の中から選出された2人の署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 13名以上30名以内

監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長、必要に応じて若干名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。
3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
3. 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
4. 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- 一. 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二. 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
- 三. 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
5. 第21条第3項の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事

2. 監事

調査を

3. 監事

は定款

告しな

4. 監事

5. 監事

するこ

6. 前項

の日と

とがで

7. 監事

い。こ

の調査

8. 監事

れらの

あると

9. 理事

には、

10. そ

(理事及び監

第25条 理

の終

2. 補

3. 理

4. 理

も、新

(役員の解

第26条 理

(報酬等)

第27条 理

総

に

し

(役員の指

第28条

項を総会に報
示したときは、

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
4. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
5. 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めたときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。
6. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
7. 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
8. 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求することができる。
9. 理事(理事であった者を含む。以下この項において同じ。)に対し、又は理事が訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が当法人を代表する。
10. その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

名押印する。

ることができ

もって法人法

定する。

の合計数が、

人の使用人

副理事長、

行する。

た理事長

の承認を受

理事と

行の状況

(理事及び監事の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事及び監事については、再任を妨げない。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その報酬の額は、総会において定める総額の範囲内で、理事については理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とし、監事については監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償

責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の損害賠償責任限定契約)

第29条 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第30条 当法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、以下の職務を行う。

一. 理事長の相談に応じること。

二. 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3. 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

4. 顧問の任期は2年以内とする。

5. 顧問の報酬は、理事会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

一. 当法人の業務執行の決定

二. 理事の職務の執行の監督

三. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第23条第6項により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して書面で通知しなければならない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事

事項を

2. 前項

(議長)

第36条 理事

(議事録)

第37条 理事

2. 出席

(事業年度)

第38条 当

(事業計画及

第39条 当

が作

2. 前項

(事業報告及

第40条 当

の監

を報

一. 事

二. 食

三. 扶

四. 事

2. 前項

ととも

(剰余金の分

第41条 当

(基金の募集

第42条 当

2. 基

3. 基

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、出席理事の互選により選任する。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

等の支給基 (事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

一. 事業報告

二. 貸借対照表

三. 損益計算書(正味財産増減計算書)

四. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

の目的た

(剰余金の分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

し、そ

第8章 基 金

上ものと

(基金の募集等)

第42条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほ

か、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2. 重要な職員の任免は、理事会の決議を経て理事長が行う。
3. 事務局の組織及び管理に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、電子公告により行う。

<http://triangle-japan.or.jp>

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雑 則

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時役員)

第50条 当法人

設立時

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

設立時

設立時

同

(設立時社員の

第51条 設立時

奈良市

設立時

兵庫県

設立時

(法令の準拠)

第52条 本定款

二定

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 中辻 孝之助

同 吉田 郁介
同 宮下 和之
同 玉置 三紀夫
同 堀越 正夫
同 瀧口 俊二
同 多田 與四朗
同 大木 信浩
同 勝村 崇博
同 野崎 和生
同 中島 由美子
同 中島 優一
同 星田 大貴
同 高橋 信江
同 中西 和也
同 石床 洋利
~~同 玉置 由紀江~~
同 一岡 洋子

設立時代表理事 中辻 孝之助

設立時監事 葛城 肅央

同 鈴木 久恵

業を
法

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の住所及び氏名又は名称は、次のとおりである。

設立時社員 株式会社キャットマネジメントコーポレーション

設立時社員 いえしまコンシェルジュ合同会社

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人トライアングル協議会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 3年 2月 24日

設立時社員 株式会社キャットマネジメントコーポレーション

代表取締役 中辻 孝之助

設立時社員 いえしまコンシェルジュ合同会社

代表社員 中西 和也

第19条第3項中8字加入

第50条中6字削除



令和 3 年第 4 号

定 款 認 証 証 書

嘱託人 2名 は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が 中辻 孝久助

である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人 2名の代理人 は、

本職の面前で、嘱託人全員 の記名押印を自認する旨を陳述した。

本定款中 第19条第3項 8字加入

第50条 6字削除

よって、この定款を認証する。

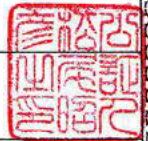
令和 3 年 3 月 2 日 日本職役場において

奈良市大宮町3丁目4番33号 中井ビル3階

奈良地方法務局所属

公証人

松尾昭彦



公 証 人 役 場

誤 記 証 明 書

当職が認証した、一般社団法人 トライアングル協
議会 の令和3年3月2日付定款（令和3年第4号）
の第29条中、

「外部役員」とあるのは

「役員」の、

「外部理事又は外部監事」とあるのは

「理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないもの
に限る）又は監事」の、

それぞれ誤記であることは明らかなので（一般社団法
人及び一般財団法人に関する法律によると）、上記は
誤記であることを証明する。

令和3年3月9日本職役場において

奈良市大宮町3丁目4番33号 中井ビル3階

奈良地方法務局所属

公証人

松尾昭彦



附則

1. 誤記証明書による変更(令和3年3月9日)

(役員の賠償責任限定契約)

第29条 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る)又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条で定める最低責任限度額とする。

履歴事項全部証明書

奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号
一般社団法人トライアングル協議会

会社法人等番号	1500-05-009271								
名 称	一般社団法人トライアングル協議会								
主たる事務所	奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号								
法人の公告方法	電子公告により行う。 http://triangle-japan.or.jp 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。								
法人成立の年月日	令和3年3月3日								
目的等	目的 当法人は、地域づくりの支援機関として、地域間交流を主とした活動事業を行い、地域相互間の良好な関係を保ちつつ、戦略的かつ総合的に地域の魅力を高めることにより、持続可能な経済・社会・環境の三側面好循環形成並びに活性化に寄与することを目的とする。 当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 地域づくりに関する事業 2 地域づくりに関する調査分析・計画策定に関する事業 3 地域づくり戦略の企画立案及び実施事業 4 調査研究及び社会活動支援に関する事業 5 地域間交流体験活動事業及び交流促進事業 6 地域活性化のための企画、支援事業 7 事業拠点を結ぶ事業構想と形成に関する支援事業 8 文化芸術活動を含む各種イベントの企画及び運営事業 9 公共施設等の運営管理事業 10 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業								
役員に関する事項	<table> <tr> <td>奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号 代表理事 中 辻 孝 之 助</td><td></td></tr> <tr> <td>奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号 代表理事 中 辻 孝 之 助</td><td> 令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記 </td></tr> <tr> <td>理事 中 辻 孝 之 助</td><td></td></tr> <tr> <td>理事 中 辻 孝 之 助</td><td> 令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記 </td></tr> </table>	奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号 代表理事 中 辻 孝 之 助		奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号 代表理事 中 辻 孝 之 助	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記	理事 中 辻 孝 之 助		理事 中 辻 孝 之 助	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記
奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号 代表理事 中 辻 孝 之 助									
奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号 代表理事 中 辻 孝 之 助	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記								
理事 中 辻 孝 之 助									
理事 中 辻 孝 之 助	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記								

	<u>理事</u>	<u>吉 田 郁 介</u>	令和 4年 3月20日辞任
			令和 4年 4月 1日登記
	<u>理事</u>	<u>宮 下 和 之</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>宮 下 和 之</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>玉 置 三 紀 夫</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>堀 越 正 夫</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>堀 越 正 夫</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>瀧 口 俊 二</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>瀧 口 俊 二</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>畠 田 與 四 朗</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>畠 田 與 四 朗</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>大 木 信 浩</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>大 木 信 浩</u>	令和 5年 3月21日重任
			令和 5年 4月13日登記

	<u>理事</u>	<u>勝村 崇博</u>	令和 4年 3月20日辞任
			令和 4年 4月 1日登記
	<u>理事</u>	<u>野崎 和生</u>	
	理事	野崎 和生	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>中島 由美子</u>	
	理事	中島 由美子	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>中島 優一</u>	
			令和 5年 3月21日退任 令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>星田 大貴</u>	
	理事	星田 大貴	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>高橋 信江</u>	
	理事	高橋 信江	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記
	<u>理事</u>	<u>中西 和也</u>	
	理事	中西 和也	令和 5年 3月21日重任 令和 5年 4月13日登記

<u>理事</u>	<u>石 床 洋 利</u>	
		令和 5年 3月21日重任
		令和 5年 4月13日登記
<u>理事</u>	<u>一 岡 洋 子</u>	
		令和 5年 3月21日重任
		令和 5年 4月13日登記
<u>理事</u>	<u>櫻 井 大 輔</u>	令和 4年 3月20日就任
		令和 4年 4月 1日登記
<u>理事</u>	<u>櫻 井 大 輔.</u>	令和 5年 3月21日重任
		令和 5年 4月13日登記
<u>理事</u>	<u>松 浦 利 久 子</u>	令和 4年 3月20日就任
		令和 4年 4月 1日登記
		令和 5年 3月21日退任
		令和 5年 4月13日登記
<u>理事</u>	<u>玉 置 由 紀 江</u>	令和 4年 3月20日就任
		令和 4年 4月 1日登記
<u>理事</u>	<u>玉 置 由 紀 江</u>	令和 5年 3月21日重任
		令和 5年 4月13日登記
		令和 6年 3月20日辞任
		令和 6年 4月12日登記
<u>理事</u>	<u>中 山 眞 由 美</u>	令和 5年 3月21日就任
		令和 5年 4月13日登記
<u>理事</u>	<u>一 宮 浩</u>	令和 5年 3月21日就任
		令和 5年 4月13日登記

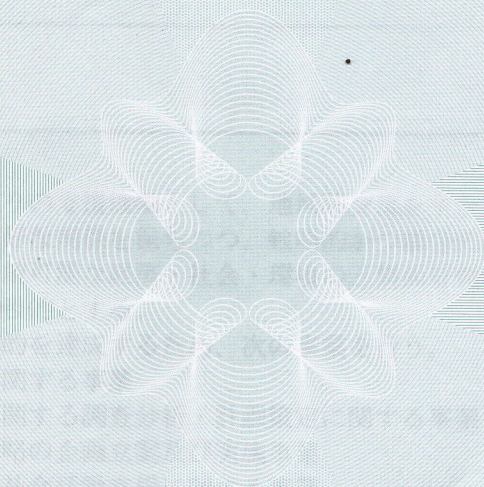
	理事	大西美子	令和5年3月21日就任
			令和5年4月13日登記
	理事	小林麻美	令和6年3月20日就任
			令和6年4月12日登記
	理事	大塚理恵	令和6年3月20日就任
			令和6年4月12日登記
	監事	葛城 肅 央	
	監事	葛城 肅 央	令和5年3月21日重任
			令和5年4月13日登記
	監事	鈴木 久 恵	
監事	鈴木 久 恵	令和5年3月21日重任	
		令和5年4月13日登記	
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。		
従たる事務所	1 奈良県宇陀市菟田野岩端367番地2		
	2 奈良県北葛城郡河合町高塚台一丁目19番地4		
	3 兵庫県姫路市家島町真浦522番地43		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		

奈良市芝辻町三丁目5番35A-407号
一般社団法人トライアングル協議会

登記記録に関する
事項

設立

令和 3年 3月 3日登記



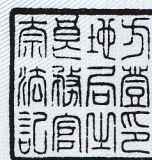
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 4月22日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 基 治



整理番号 D330810

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6 / 6

事業報告書(令和3年度)

(自令和3年3月3日～至令和3年12月31日)

一般社団法人トライアングル協議会

1. 法人の状況に関する重要な事項	
(法人法施行規則第34条第2項第1号)	
1. 実施事業	
事業名	1. 地域間交流体験活動事業
プロジェクト名	「山から海へ、海から山へ」
連携主催	奈良本部、宇陀支部、家島支部
事業の経過	この事業は、自然体験活動(野外教育)を通じて、未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支え、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けること、自分が住む地域と異なる地域について知るだけではなく、自分が住んでいる地域を見つめ直し、その良さを再発見させる目的で、令和3年3月3日の法人設立以前からの奈良本部、宇陀支部、家島支部の3拠点連携構想プロジェクトであったが、。コロナウィルス感染症対策により、姫路市教育委員会、家島小学校、坊勢小学校と交渉すら出来ない状況であったので、今年度は、断念に至った。唯一交渉が成立している姫路市家島町西島にある「独立行政法人いえしま自然体験センター」は、随時万全な受入体制にある。 来年度において実施予定であるが、この事業には、関連するもしくは連携できる人員、団体等のさらなる協力・連携を深めたいところである。しかしながら、コロナウィルス蔓延の影響が懸念される。 関係理事: 夢田、中西、宮下、中辻
成果	年度中において、理事長が1、2か月毎に家島へ訪れ、家島諸島内の地域住民、関係支部役員との対話を中心として関係を深めた結果、より一層のイベント実施に向け、連携強化された。独立行政法人いえしま自然体験センターを退職後、当法人理事として迎えるべき職員1名確保している(家島支部)。
プロジェクト名	クロモジ茶づくり体験
イベント名称	クロモジ茶を作りませんか？
連携主催	奈良本部、宇陀支部、下北山保養所
事業の経過	開催日時: 令和3年6月27日(日) 実施内容: クロモジが自生する山を散策したあと、クロモジ茶づくり体験。 参加費用: お一人様1,000円(お土産付)、交通費・弁当別途 来年度も開催予定。 出席理事: 中辻、野崎



	出席顧問:若林
成果	参加人数6名の少数であるが、この体験にはちょうど良い。下北山村地域おこし協力隊との交流により、地域住民の参加も窺えた。
事業名	2. 地域間交流促進事業
プロジェクト名	明後日朝顔プロジェクト宇陀
連携主催	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	東京藝術大学日比野教授(令和4年4月より学長)がプロデュースする明後日朝顔(あさってあさがお)プロジェクトに参加し、明後日朝顔姫路からの指導を頂き、宇陀版「明後日朝顔プロジェクト宇陀」を令和3年5月11日から保育教育の一環として開始した。明後日朝顔姫路から到着した種を宇陀市こども未来課の協力で令和3年5月19日から配布した宇陀市内のこども園、保育所、幼稚園計8か所、また NPO2か所、有志4か所は、収穫祭(10月末～11月末)を迎え、無事種の回収に至った。。また令和3年6月19日(土)20(日)から令和3年11月6日(土)7日(日)に延期されていた姫路市家島町西島(独立行政法人いえしま自然体験センター2日間)での明後日朝顔プロジェクト全国会議(総勢 60 名)」に代表出席し、宇陀市のアピールと現況報告をプレゼンテーションした。 トライアル年として実施してきたこの事業は、来年度認定確約。全国マップに記載等される予定。全国会議は新潟県十日町市筋平で開催決定。 全国会議出席:中辻、ファーマーズメンバー、委託(宇陀市内1名)の計3名。また、協力頂いている宇陀市には、現況報告と来年度の要望を行った。 関係理事:茅田、中辻
短期アウトカム	子どもたちは、考える力・集中力・責任感が身についた。
成果	茅田理事の絶大なる支援、指導により宇陀市こども未来課、宇陀市教育委員会との連携強化できた。東京藝術大学日比野克彦教授(4月より学長)との繋がり。令和4年3月「うだ報」掲載決定。宇陀市内外の人と人・人と地域・地域と地域の繋がりができ、来年度の展開を期待できる。
プロジェクト名	宇陀市おためし研修支援事業
イベント名称	Let's ポタリング宇陀
連携主催	奈良本部、西和支部、宇陀支部

事業の経過	開催日時:令和3年11月20日(土)8:45~16:00、21(日)8:45~16:00 実施場所:カエデの郷ひらら、室生振興センター、限定コース 実施内容:ポタリング、スポーツ栄養講座、歴史講座 実施募集定員:15名(最低募集人員5名) 宇陀市補助金申請:令和3年8月20日 申請予算額:300,000 円(奈良本部から申請) 交付決定番号:令和3年9月6日付け第 87 号 交付決定額:300,000 円 実施体制:観光ボランティアガイド4名、運営スタッフ4名、看護師1名、講師4名、 令和3年8月7日(土)奈良県サイクリング協会理事会に出席から10月上旬の広報まで進め、令和3年11月10日、下記理由につき、宇陀市総合政策課との協議の上、延期を発表した。 ①最低募集人員(5名)に達していなかった。②コース発信(広報)によりコロナ前の時期より試走する人が多くみられたが、参加申込がない(3名)。③コロナ事情が落ち着いている時期かつ本年の季節状況は紅葉が早く進んでいることから当日ピークを迎える可能性と道路交通事情の悪化を懸念。 関係理事:茅田、中辻、中島
成果	コース発信により来訪者数が増すと共に、次回における前置きが出来たことは有意義である。この機会に全宿泊コースから1日コースを設置。
再編	令和4年3月12日(土)13(日)延期開催するが、コロナウィルス第6波の影響が懸念される。
プロジェクト名	松井画伯絵画ワークショップ
イベント名称	松井画伯、宇陀市長・宇陀市教育長表敬訪問
協力	奈良本部、宇陀支部、西和支部
事業の経過	令和3年10月6日(水)、松井画伯の宇陀市長・宇陀市教育長表敬訪問を実施し、訪問時、宇陀市内の小学校での絵画ワークショップ開催を要望した。 出席理事:中辻、茅田、中島 
成果	市長、教育長とも宇陀市として開催に向け調整するとの意向を表明され、現在日程調整中である。宇陀市内地域住民よりスタッフとして参加したい意向があり、来年度に調整中。
プロジェクト名	宇陀市うだ産フェスタ実行委員会主催事業の制作協力
イベント名称	うだ産フェスタ
協力	奈良本部
事業の経過	開催日時:令和3年10月30日(土)9:00~15:00、31(日)9:00~15:00 実施内容:宇陀市内の事業者による出展、模擬店、音楽イベント

	推定参加人員:6,000 人(野外) 制作内容:明後日朝顔プロジェクト宇陀ブース出展、音楽イベントの制作、 出演者:ファーマーズ、トオルコバヤシ、yukimom、茶木みやこ 令和3年7月上旬から宇陀市最大級のイベント「うだ産フェスタ」の音楽イベント枠フィナーレを理事長がプロデュースし、令和3年10月31日(日)当日に向け調整を続けていたが、コロナウイルス感染症対策のため、令和3年9月8日実行委員会より中止発表となった。 関係理事:中辻
成果	中止により来年度枠の内諾、広報掲載範囲の拡大及び出演者1名追加することとなった。実行委員会は、来年度の中止は無い、コロナウイルス感染症対策徹底できる宇陀市総合体育館での開催としている。
事業名	3.イベント協力事業
プロジェクト名	音楽バンド「ファーマーズ」イベントの制作協力
イベント名称	ファーマーズ Live
協力	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	開催日時:令和3年7月31日 実施場所:宇陀市音楽の森ふれあい館 出演者:ファーマーズ 広報:SNS、口こみ 出席理事:宮下、夢田、中辻 出席監事:葛城 
成果	参加人数:33名
イベント名称	うだ産フェスタ前哨 Live
協力	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	開催日時:令和3年9月5日 実施場所:NPO 法人うだ夢創の里 出演者:アルパカダンサーズ、ファーマーズ、トオルコバヤシ、yukimom 広報:SNS、口こみ 出席理事:宮下、夢田、中辻 出席監事:葛城 
成果	参加人数:50名
イベント名称	ファーマーズ 2 周年記念 Live
協力	奈良本部、宇陀支部

事業の経過	開催日時:令和3年10月31日(日) 実施場所:宇陀市菟田野農林センター 広報:SNS、口コミ、フライヤー 主催:奥大和アロマエッセンス 出演者:アルパカダンサーズ、ファーマーズ、トオルコバヤシ、yukimom うだ産フェスタ中止を受け、出演者の一部で開催した。 出席理事:宮下、茅田、中辻 出席監事:葛城	
成果	参加人員:114名。明後日朝顔プロジェクト宇陀の拡散にあたり、NPO 法人うだ夢創の里、菟田野自動車整備工場、菟田野まちづくり協議会の協力を得られたこと。	
プロジェクト名	西和サイクルツーリズムの会への協力支援	
イベント名称	Let's ポタリング 2021	
協力	西和支部	
事業の経過	開催日時:令和3年11月7日(日) 実施場所:北葛城郡河合町まほろばホール、限定コース 実施内容:ポタリング、河合町ご墳印帳ライド&自転車スポーツ栄養講座 主催:西和サイクルツーリズムの会 出席理事:中島	事例写真(西和支部・河合町) 
成果	Let's ポタリング宇陀開催に向け糧となった。	
プロジェクト名	奈良 SDGs 推進協議会への協力支援:宇陀支部連携協力	
イベント名称	SDGs を学ぼう!	
協力	宇陀支部	
事業の経過	開催日時:令和3年12月1日(水)13:00~15:00 実施場所:奈良県桜井市、吉田製材株式会社 実施内容:SDGs の取り組み、工場見学 主催:吉田製材株式会社 奈良 SDGs推進協議会協力イベントであるが、理事長への要望があり、人員募集に協力した。なお、当法人は、SDGs を支援していることから、チラシに明記した。 出席理事:宮下、瀧口、中辻	
成果	参加人数:6名。木材について知識付けられたこと。吉田製材株式会社には、セミナー室が用意されており、今後こどもたちを中心とした木工イベントを行える状況であり、社長も実施したいとのことである。。	
事業名	4. 地産外商推進事業	

プロジェクト名	杉、桧、高野槇精油の販売支援
協力	奈良本部、家島支部
事業の経過	宇陀支部所属の奥大和アロマエッセンスの商品「杉、桧、高野槇精油」を家島支部市場への販売実施に向け、支援を行いました。コロナ禍のため、商品企画・本格的な販売実施に至らず来年度に持ち越しとなった。 関係理事：中辻 関係監事：葛城
成果	サンプルとして一部販売。
プロジェクト名	熊野みかん販売支援
協力	奈良本部、家島支部、下北山保養所
事業の経過	令和3年12月3日理事会開催時に、熊野市杉本みかん農園さんによる販売。 5kg×9箱販売。 関係理事：野崎、中辻
成果	全完売。
2. その他事業	
事業名	1. 保養所利用負担金徴収
連携主催	奈良本部、下北山保養所
事業の経過	令和3年4月より会員限定で開始し、受取負担金は法人運営に繰入れしているが、コロナ禍により利用頻度が少ない。令和3年8月25日理事会開催。ツチノコ共和国継承に向け、準備中である。 管理理事：野崎、中辻
成果	地域住民との交流もでき、自然あふれる体験の場として新イベントを企画できる。
事業名	2. いえしまトオル号レンタル料
連携主催	奈良本部、家島支部
事業の経過	令和3年4月より姫路市家島町家島事務所から駐車場を賃借し、軽車両を配置している。会員のみ利用につき1日3,000円で貸出可能(当法人行事の場合は、無料)としていたが、コロナ禍により利用頻度が少ない。 管理理事：石床、中辻
成果	島内での移動に便利。
3. 法人管理	
法人管理運営にあたり、株式会社キャットマネジメントコーポレーション(理事長が代表の法人)が、賛助。公益目的事業を導入するにあたり、各種規程・規則等を整備。	

2. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要
(法人法施行規則第34条第2項第2号)、(法人法施行規則第13条第1項、第2項、第4項、第14条)
(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンス委員会および規則、コンプライアンス規程、理事の職務権限規程の設置
(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書管理規程の設置
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理規程、個人情報等管理規程の設置
(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 年4回の理事会開催における業務執行理事の報告、実施計画策定委員会(運営委員会の開催)

事業報告の附属明細書

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成を省略する。

一般社団法人トライアングル協議会
理事長 中辻 孝之助

事業報告書(令和4年度)

(自令和4年1月1日～至令和4年12月31日)

○定時理事会開催状況(以下のとおり)

第1回開催：令和4年2月16日(水)

於)奈良県生駒郡斑鳩町 法隆寺 i センター

(議事内容) 業務執行報告、令和3年度事業報告・決算承認、
令和4年度事業計画・予算、案件承認

第2回開催：令和4年12月12日(月)

於)奈良市橋本町 餅飯殿センター街創業支援施設 BONCHI

(議事内容) 業務執行報告、令和5年度予算編成事項、案件承認

認

○臨時理事会開催状況(以下のとおり)

第1回開催：令和4年6月1日(水)

於)兵庫県姫路市家島町 アイランドハウスいえしま荘

(議事内容) 活動報告、案件承認

第2回開催：令和4年9月13日(火)

於)奈良県吉野郡下北山村 下北山保養所(ツチノコ共和国)

(議事内容) 活動報告、案件承認

○定時社員総会開催状況(以下のとおり)

1)支部 (議事内容) 令和3年度事業報告並びに決算報告承認、
令和4年度事業計画・予算報告

宇陀支部総会：令和4年2月19日(土) 於)宇陀支部事務所

西和支部総会：令和4年2月20日(日) 於)西和支部事務所

家島支部総会：令和4年2月20日(日) 於)家島支部事務所 スコ

ット

2)本部

社員総会：令和4年3月20日(日)

於)宇陀市菟田野松井502「いきいきホール」

(議事内容) 令和3年度事業報告並びに決算報告承認、

令和4年度事業計画・予算報告、理事変更、会費徴

収

○臨時社員総会開催状況(以下のとおり)

支部総会開催なし、社員総会開催なし

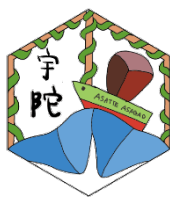
1. 法人の状況に関する重要な事項	
(法人法施行規則第34条第2項第1号)	
(1) 実施事業	
事業名	1. 地域間交流体験活動事業
プロジェクト名	「山から海へ、海から山へ」
連携主催	奈良本部、宇陀支部、家島支部
事業の経過	この事業は、自然体験活動(野外教育)を通じて、未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支え、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けること、自分が住む地域と異なる地域について知るだけではなく、自分が住んでいる地域を見つめ直し、その良さを再発見させる目的である。令和3年3月3日の法人設立以前からの奈良本部、宇陀支部、家島支部の3拠点連携構想プロジェクトであったが、今年度もコロナウィルス感染症対策により、姫路市教育委員会、家島小学校、坊勢小学校と交渉すら出来ない状況であった。令和4年6月、坊勢漁業協同組合との連携が整い、少林寺拳法を習う子ども達を中心としたプログラムが出来上がり、同月「子どもゆめ基金」の申請をおこなったが惜しくも不採択となった。再度同年11月の申請を迎えるに至ったが現地のプログラム内容が間に合わず、申請不可となってしまった。もちろん交渉が成立している姫路市家島町西島にある「独立行政法人いえしま自然体験センター」は、随時万全な受入体制にある。 来年度においても実施予定であるが、この事業には、関連するもしくは連携できる人員、団体等のさらなる協力・連携を深めたいところである。 関係理事：夢田、瀧口、中西、宮下、中辻 
成果	年度中において、「子どもゆめ基金」の申請をし、不採択となったのであるが、理事長が1、2 か月毎に家島へ訪れ、家島諸島内の地域住民、関係支部役員との対話を中心として関係を深めることの人繋がり、より一層のイベント実施に向け、連携強化されることとなる。坊勢漁業協同組合との連携と理事確保など。
プロジェクト名	クロモジ茶づくり体験

イベント名称	クロモジ茶を作りませんか？
連携主催	奈良本部、宇陀支部、下北山保養所
事業の経過	開催日時：令和4年6月11日(土)12日(日) 実施内容： 1日目) 池原ダム、クロモジが自生する山を散策したあと、クロモジ茶づくり体験。 2日目) 不動七重の滝、前鬼集落跡、桁の木巨木群落見学と五鬼上義之氏の貴重 なお話など 参加費用：交通費・研修会費・懇親会費別途 保養所利用料：3,500 円 参加人数1日目：下北山村地域おこし協力隊2名、一般参加者 4 名 出席理事：野崎、大木、夢田、中辻 参加人数2日目：一般参加7名 出席理事：野崎、夢田、中辻 来年度も開催予定。 
成果	昨年度より参加者が増え、参加人数10名の少数であるが、この体験にはちょうど良い。下北山村地域おこし協力隊との交流により、地域住民の参加も窺えた。来年度は冬場の体験もあり得る。
プロジェクト名	お雑煮自慢会宇陀品評会
連携主催	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	この事業は、地産外商推進事業(奈良市トライアルサウンディング事業、奈良・高の原ふれあいマルシェ)において、お雑煮自慢として出店する目的で組まれたプロジェクトである。宇陀チーム8名による創作お雑煮の品評会である。 開催日：令和4年8月25日(木)夕刻～、10月12日(水)夕刻～
成果	奈良・高の原ふれあいマルシェへの出店には至らなかったが、山添チームの参加が決まり、一層の盛り上がりと地産地消の概念から地産外商へ、来年度の出店に向け準備中である。
事業名	2. 地域間交流促進事業
プロジェクト名	宇陀市おためし研修支援事業
イベント名称	Let's ポタリング宇陀
連携主催	奈良本部、西和支部、宇陀支部
事業の経過	開催日時：令和4年3月12日(土)8:45～16:00、13日(日)8:45～16:00

	令和3年11月から延期開催。 実施場所:カエデの郷ひらら、室生振興センター、限定コース 実施内容:ポタリング、歴史講座、スポーツ栄養講座 実施募集定員:15名(最低募集人員5名) 宇陀市補助金申請:令和3年8月20日 申請予算額:300,000 円(奈良本部から申請) 交付決定番号:令和3年9月6日付け第 87 号 変更交付決定額:143,000 円 実施体制(1日目):運営スタッフ5名、観光ボランティアガイド3名、講師1名、 (2日目)運営スタッフ5名、観光ボランティアガイド2名、講師2名 天候:晴れ 参加者:1日目3名(うち宿泊1名)、2日目5名 交通費の助成:8,000 円、宿泊費の助成:4,000 円 出席理事:夢田、松浦、中島、大木、中辻
成果	まだ寒い時期でもあり少数の参加者であったが、コース発信により年度中のサイクリング来訪者数が増加傾向にある。宇陀市における観光コンテンツとして醸成。
プロジェクト名	社員総会との組み合わせによる行事
イベント名称	Live From Triangle Forum
連携主催	奈良本部、宇陀支部、西和支部、家島支部、下北山保養所
事業の経過	この事業は、令和4年3月20日(日)社員総会終了後に繰り広げた当法人主催のメインイベントである。基調講演と Live が加わった変則イベント。 基調講演:奥大和アロマエッセンス代表葛城肅央氏(当法人監事) テーマ:「人繋がりから波及するコミュニティ」 Live:音楽バンドファーマーズとトオルコバヤシ ゲスト:メジャー歌手 yukimom 開催場所:宇陀市菟田野松井 502「いきいきホール」参加人数:50名(当法人会員、一般参加を含む)



	出席理事：埴田、大木、中島、野崎、櫻井、中辻 出席監事：葛城 事務局：福谷
成果	音楽による地域イベントとして一歩進むとともに、音楽バンドファーマーズの高評価を称え、来年度からの定番となることとなった。
プロジェクト名	明後日朝顔プロジェクト宇陀
連携主催	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	東京藝術大学日比野教授(学長)がプロデュースする明後日朝顔(あさってあさがお)プロジェクトに参加し、明後日朝顔姫路からの指導を頂き、宇陀版「明後日朝顔プロジェクト宇陀」を令和3年5月11日から宇陀市教育委員会、宇陀市こどもみらい課とともに保育教育の一環として開始している継続事業。 令和3年10月11月の収穫祭後、優秀な種を選定した結果、宇陀市榛原東幼稚園から「キングオブタネ」を選出し、明後日朝顔プロジェクト全国会議(令和4年6月18日、総勢60名)にて、宇陀市のアピール、キングオブタネ選出の過程、現況報告をプレゼンテーションした。また、協力頂いている宇陀市には、現況報告と来年度の要望を行った。 全国会議開催地：新潟県十日町市筋平(令和5年開催地は岐阜) 全国会議出席：中辻、委託(宇陀市内1名)の計2名。 朝顔の種の配布状況(R3 姫路→R3 宇陀→R4 宇陀、R4 和泉) 「うだ産フェスタ」への出展は、個人情報管理上中止とした。 R4 実施状況(13か所) 宇陀市役所：環境対策課 旧榛原町エリア：榛原東幼稚園、榛原幼稚園、榛原北保育園、しらゆり保育園、 榛原西小学校 旧大字陀町エリア：大字陀こども園 旧菟田野町エリア：菟田野こども園、cafeALICE 旧室生村エリア：室生こども園、NPO 法人うだ夢創の里、 天空のクリスティカフェ、ろぐ空 関係理事：埴田、中辻 事務局：杉田



短期アウトカム	子どもたちは、考える力・集中力・責任感が身についた。 (来年度の予感) 榛原西小学校では・・ 託された朝顔の種が、たくさん素敵なお実になって全国の種のコンテストに出品されたらうれしいねと話しています。 
成果	明後日朝顔プロジェクトメンバーとして正式に認定され、明後日朝顔プロジェクト全国マップへの記載と、全国会議参加(令和4年6月17日、18日)を通じて、東京藝大日比野克彦学長の裁量により世界最大規模の国際芸術祭「大地の芸術祭 越後妻有(えちごつまり)アートトリエンナーレ」に枠出展できた。今年度は、宇陀市榛原西小学校のプロジェクト参加が決定。宇陀市内外の人と人・人と地域・地域と地域の繋がりができ、来年度の展開を期待できる。 
プロジェクト名	水墨画ワークショップ
イベント名称	宇陀市室生小中学校合同水墨画教室
協力	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	令和4年10月20日、21日(金)の2日間で開催予定であった絵画教室であるが、松井画伯が令和4年5月末に急死し、代替えとして一般社団法人日本水墨画協会の濱中応彦(おうげん)先生を迎え、前日からの準備を終え水墨画教室の開催となった。 開催日:令和4年10月21日(金)13:00～ 参加:室生小学校5・6年生37名、室生中学校1～3年生71名、教育委員会主幹、メディアネット宇陀、毎日新聞 出席理事:松浦、中辻 事務局:福谷 

成果	初めての試みとなったが、世間では映画「線は、僕を描く」の影響により水墨画が騒がれていたので、生徒達は半端なノリではなかった。来年度も小中合同での企画を模索する。毎日新聞ネット記事(みんなで水墨画に挑戦 画家浜中さんが指導 宇陀・室生小・中生/奈良)に掲載。 https://mainichi.jp/articles/20221109/ddl/k29/040/258000c うだ報12月号にも掲載→	
事業名	3.イベント協力支援事業	
プロジェクト名	音楽バンド「ファーマーズ」イベントの制作協力	
イベント名称	そえんじ with ファーマーズのおもしろい種蒔き Live	
協力	奈良本部、宇陀支部	
事業の経過	当法人主催の「Live From Triangle Forum」から音楽を主とする地域間交流を目的とし、シンガーソングライター「そえんじ」、「堀望美」を迎え Live 展開した。 主催:宇陀で Live やりたい実行委員会の発足と、共催:奥大和アロマエッセンス、当法人制作協力を通じての開催となった。 開催日時:令和4年8月28日(日)13:30~16:00 開催場所:宇陀市榛原農林会館 広報:SNS、口コミ 来場者数:54名、スタッフ:4名 ゲスト:メジャー歌手 yukimom 出席理事:茅田、大木、中辻 事務局:福谷	
成果	音楽 Live イベントの開催を通じて、より一層の人繋がりを展開でき、次回開催のきっかけとなった。	
プロジェクト名	宇陀市うだ産フェスタ実行委員会主催事業の制作協力	
イベント名称	うだ産フェスタ	
協力	奈良本部、宇陀支部	
事業の経過	開催日時:令和4年10月29日(土)9:00~15:00、30(日)9:00~15:00 主催:宇陀市うだ産フェスタ実行委員会 実施内容:宇陀市内の事業者による出展、模擬店、音楽イベント 推定参加人員:6,000 人(野外)	

	制作内容:10月30日の音楽イベントの制作、実演 出演者:ファーマーズ、トオルコバヤシ、そえんじ、yukimom、茶木みやこ 令和3年7月上旬から宇陀市最大級のイベント「うだ産フェスタ」の音楽イベント枠「フィナーレ」を理事長がプロデュースしていたが、コロナウィルス感染症対策のため、令和3年9月8日実行委員会より中止発表となった。今年度は令和4年10月30日(日)当日に向け調整を続け、開催。天候:晴れ 出席理事:多田、松浦、大木、中辻 出席監事:葛城
成果	2日間で 6,000 人超となり過去最高の来場者数となったほか、出店者においても完売がほとんど。当法人および音楽バンド「ファーマーズ」の知名度アップに繋がったイベントでもあり、来年度の制作も期待できるが、うだ産フェスタ実行委員会との緊密な打合せが必要となってくる。
プロジェクト名	西和サイクルツーリズムの会への継続協力支援
イベント名称	Let's ポタリング 2022
協力	奈良本部、西和支部
事業の経過	この事業は、河合町周辺のコースを探索し、地域の新しい発見や自転車活用の理解を深めるサイクリングイベントとして実施するにあたり助成。 開催日時:令和4年11月6日(日)9:30～ 実施場所:北葛城郡河合町まほろばホール、限定コース 実施内容:四方八方の稜線美を楽しむポタリング、スポーツ栄養ミニ講座、大腸癌予防啓発クイズラリー 主催:西和サイクルツーリズムの会 協力:奈良県栄養士会、河合町保健センター 出席理事:中島

成果	(河合町・上牧町・広陵町・斑鳩町・王寺町)近鉄田原本線サイクルトレイン実施走行のきっかけとなった継続事業。 
事業名	4. 地産外商推進事業
プロジェクト名	奈良・高の原ふれあいマルシェ
連携共催	奈良本部、宇陀支部、西和支部、家島支部、下北山保養所
事業の経過	 奈良市から提案されたトライアルサウンディング事業は、当法人において地産外商推進事業の一環としてアンテナショップ機能を有するマッチングイベントである。 本支部長会議を令和4年4月27日に開催し、「右京第3近隣公園」の現地視察と施設等の詳細事項の聴取を行い、前向きに検討するに至った。 出席理事：玉置、宮下、瀧口、中島、中辻 事務局：福谷 ①令和4年6月27日、実行委員会発足の旨を自治連合会に伝えるとともに、実行委員会発足、マルシェ開催に向けプレゼンテーションを行った。 出席：右京地区自治連合会会長および事務局長、神功地区自治連合会会長 奈良市公園緑地課 1 名、奈良市都市政策課 1 名 出席理事：櫻井、中辻 事務局：植田 ②令和4年7月26日、奈良市役所3階都市政策課会議室において、奈良・高の原ふれあいマルシェ実行委員会(第1回)を開催し、実行員会設置要綱、マルシェ運営規程、ルール、規約等の確認、開催日の確認、広報の確認、役割等を協議した。 実施時期(案)：令和4年9月、10月、11月、令和5年3月上旬の日曜日(計4回) アクションプラン作成、協賛・出店事業者の選定および募集 出席：右京地区自治連合会会長および事務局長 奈良市公園緑地課 1 名、奈良市都市政策課 1 名 出席理事：櫻井、瀧口、中辻 ③令和4年8月19日、奈良市役所3階都市政策課会議室において、奈良・高の原ふれあいマルシェ実行委員会(第2回)を開催し、実行委員会設置要綱に役割追加確認、仮フライヤーの確認、実施体制の確認(要望等)、開催日までのスケジュール確認を行った 開催決定日：10月10日、11月20日、翌年3月19日 出席：右京地区自治連合会会長

	奈良市公園緑地課 1 名、奈良市都市政策課 1 名 出席理事:瀧口、中辻 ④令和4年9月17日、令和4年10月10日(月・祝)のマルシェ開催に向け、当法人が加入する一般社団法人地域づくり支援機構の理事会において、協力要請した。 ⑤令和4年10月10日(月・祝)主催:奈良・高の原ふれあいマルシェ実行委員会、共催:当法人のもと「奈良・高の原ふれあいマルシェ」を実施した。 準備7:00~9:30 開催時間:10:00~16:00 天候:準備中雨~曇り 出店者数:23件 右京ふれあい会館(新館) ワークショップ「野原レンゲぬいぐるみ製作教室」 揮毫:若林顧問 来場者カウント数:552名 出席スタッフ:8名(右京地区自治連合会会長、右京地区自治連合会事務局長を含む)、不足2名 出席理事:大木、中島、堀越、中辻 事務局:福谷、中窪 出席顧問:若林 ⑥令和4年11月16日(水)、20日(日)開催予定であった「奈良・高の原ふれあいマルシェ」を主催:奈良・高の原ふれあいマルシェ実行委員会、共催:当法人のもと中止とした。 右京ふれあい会館(新館) ワークショップ「江本幸雄切り絵教室」 中止理由:気象庁天気予報において20日雨で信頼度 A のため (中止事項を同日「ならどっと FM」で告示。) 出席理事:、中辻 出席監事:葛城    
成果	自治連合会への要望は、不備が多く信頼度が低い(実行委員会での取決めが正しく行われていなかった。)ことが判った。奈良市から「奈良しみんだより」、「デジタルサイネージ」への参加依頼があり、来年度の継

	続事業として残すことができた。 中止条件等を「気象庁天気予報における信頼度」で決定すると規約に追加した。
(2)その他事業	
事業名	1.保養所利用負担金徴収
連携主催	奈良本部、下北山保養所
事業の経過	令和3年4月より会員限定で開始し、受取負担金は法人運営に繰入れしているが、利用頻度が少ない。令和4年9月13日(火)研修会を兼ねた理事会開催。 管理理事:野崎、中辻
成果	地域住民との交流もでき、自然あふれる体験の場として新イベントを企画できる。
事業名	2.いえしまトオル号レンタル料
連携主催	奈良本部、家島支部
事業の経過	令和3年4月より姫路市家島町家島事務所から駐車場を賃借し、軽車両を配置している。会員のみ利用につき1日3,000円で貸出可能(当法人行事の場合は、無料)としていたが、利用頻度が少ない。 管理理事:石床、中辻
成果	島内での移動に便利。
(3)法人管理	
(1)公益目的事業としての「休眠預金活用事業」に関する申請において、今年度はない。 (2)法人管理運営にあたり、株式会社キャットマネジメントコーポレーション(理事長が代表の法人)からの、賛助、基金および理事長が寄附。	

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(運用状況)
(法人法施行規則第34条第2項第2号)、 (法人法施行規則第13条第1項、第2項、第4項、第14条)
(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンス委員会および規則(令和3年12月3日施行)、 コンプライアンス規程(令和3年12月3日施行)、 理事の職務権限規程(令和3年12月3日施行)
(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書管理規程(令和3年12月3日施行)
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理規程(令和3年12月3日施行)、

個人情報等管理規程(令和3年12月3日施行)

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年2回の定時理事会開催における業務執行理事の報告

(但し、臨時理事会においては、都度報告としている)

実施計画策定委員会(運営委員会の開催)

事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成を省略する。

一般社団法人トライアングル協議会
理事長 中辻 孝之助

事業報告書(令和5年度)

(自令和5年1月1日～至令和5年12月31日)

○定時理事会開催状況(以下のとおり)

第1回開催：令和5年2月16日(木)

於)奈良市橋本町 餅飯殿センター街創業支援施設 BONCHI

(議事内容) 業務執行報告、令和4年度事業報告・決算承認、
令和5年度事業計画・予算、案件承認、社員総会

議案書案

第2回開催：令和5年12月13日(水)

於)奈良市橋本町 餅飯殿センター街創業支援施設 BONCHI

(議事内容) 業務執行報告、令和6年度予算編成事項、案件承認

認

○臨時理事会開催状況(以下のとおり)

第1回開催：令和5年3月21日(火・祝)

於) 橿原市今井町 阿伽陀屋若林亭

(議事内容) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選任

第2回開催：令和5年8月23日(水)

於)奈良市橋本町 餅飯殿センター街創業支援施設 BONCHI

(議事内容) 活動報告、案件承認

○定時社員総会開催状況(以下のとおり)

1)支部

宇陀支部総会：令和5年2月18日(土) 於) 宇陀支部事務所

西和支部総会：令和5年2月19日(日) 於) 西和支部事務所

家島支部総会：令和5年2月19日(日) 於) 家島支部事務所 スコ

ット

(議事内容) 令和4年度事業報告並びに決算報告承認、
令和5年度事業計画・予算報告

2)本部

社員総会：令和5年3月21日(火・祝)

於) 橿原市今井町 阿伽陀屋若林亭

(議事内容) 令和4年度事業報告並びに決算報告承認、
令和5年度事業計画・予算報告、理事変更、会費徴収
理事就任事項：中山眞由美、一宮浩、大西美子

理事退任事項：松浦利久子、中島優一
顧問：5名以内、任期なしに変更

○臨時社員総会開催状況(以下のとおり)

支部総会開催なし、社員総会開催なし

○連携および締結状況(以下のとおり)

- ・奈良県宇陀市公民連携プラットフォーム会員登録
- ・奈良県生駒市移動販売等支援パートナーズ登録

○会員状況および議決権数（令和5年12月31日現在）

- ・奈良本部（正会員21名、一般会員2社1団体、賛助会員1社、議決権数25口）
 - ・宇陀支部（正会員12名、議決権数12口）
 - ・西和支部（正会員5名、一般会員1団体、議決権数6口）
 - ・家島支部（正会員9名、一般会員1社、議決権数10口）
- 計：正会員47名、一般会員3社2団体、賛助会員1社、議決権数53口

1. 法人の状況に関する重要な事項	
(法人法施行規則第34条第2項第1号)	
【1】 実施事業	
事業名	1. 地域間交流体験活動事業
プロジェクト名	(1)「山から海へ、海から山へ」
連携主催	奈良本部、家島支部
事業の経過	この事業は、自然体験活動(野外教育)を通じて、未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支え、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けること、自分が住む地域と異なる地域について知るだけでなく、自分が住んでいる地域を見つめ直し、その良さを再発見させる目的である。令和3年3月3日の法人設立以前からの奈良本部、宇陀支部、家島支部の3拠点連携構想プロジェクトである。 令和5年5月、コロナウィルス感染症対策の解消後、同年10月に中辻理事長が子ども達に地元の水産物や漁の方法を知ってもら



	おう、新鮮な魚を食してもらおうと坊勢漁業協同組にプログラムを提供したところ、交渉に応じて頂き、念願の「山から海へ」の一步を踏み出せた。また参加者は、いえしま自然体験センターでの自炊など食育の専門家鈴木監事により、万全な状態で魚を食しました。 ◎親子で楽しむ底引き網、定置網漁業見学&食育 日時:令和5年10月29日(日) 主催:さくらひがし子ども学園一般社団法人 場所:姫路市白浜町 MEGA 港⇄独立行政法人いえしま自然体験センター 協力:坊勢漁業協同組合、いえしま自然体験センター、当法人家島支部 参加人数:65名(園児親子・職員を含む) 来年度においても実施予定であるが、この事業には、関連するもしくは連携できる人員、団体等のさらなる協力・連携を深めたいところである。 出席(関係)理事:一岡、大西、(一宮)、(中辻) 出席監事:鈴木
成果	・子ども達は、楽しい家族の時間や、自然との触れ合い、地元の文化に触れた。 ・坊勢漁業協同組合との連携強化 ・家島諸島内の地域住民、関係支部役員との対話を中心として連携を強化。
事業名	2. 地域間交流促進事業
プロジェクト名	(1)クロモジ茶づくり体験
イベント名称	クロモジ茶を作りませんか？
連携主催	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	この事業は下北山村での継続事業である。今年度は、多数のイベントがある中、参加3名の少数であるが、開催した。 開催日時:令和5年6月11日(日) 実施内容:池原ダム、クロモジが自生する山を散策したあと、クロモジ茶づくり体験。 参加費用:1,000円(交通費別途) 参加人数:一般参加者3名



	出席理事:野崎
成果	地域住民の参加と下北山村役場との連携。
プロジェクト名	(2)お雑煮自慢会宇陀品評会
連携主催	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	この事業は、地産外商推進事業(奈良市トライアルサウンディング事業、奈良・高の原ふれあいマルシェ)において、お雑煮自慢として出店する目的で組まれたプロジェクトである。宇陀チーム8名による創作お雑煮の品評会である。山添チームの参加が決まり、一層の盛り上がり と地産地消の概念から地産他消(外商)へ、将来年度の出店に向け準備中である。 (今年度の開催なし)
成果	特になし。
プロジェクト名	(3)社員総会との組み合わせによる行事
イベント名称	Live From Triangle-Forum
連携主催	奈良本部、宇陀支部、西和支部、家島支部、下北山保養所
事業の経過	この事業は、令和5年3月21日(火・祝)社員総会終了後に繰り広げた当法人主催のメインイベントである。基調講演と Live が加わった変則イベント。 開催場所:阿伽陀屋若林亭(橿原市今井町) 基調講演:今井町町並み保存会相談役(当法人顧問) 若林稔 テーマ:半世紀にわたる「まちづくり」からみたもの Live:音楽バンド「ファーマーズ」のメンバー2名とトオルコバヤシ 参加人数:15名(当法人会員を含む) 出席理事:玉置、茅田、大木、中島、一岡、玉置(由)、大西、一宮、中辻 出席監事:葛城、鈴木
	 
成果	役員、会員ともできるだけ集まれる機会となる。
プロジェクト名	(4)明後日朝顔プロジェクト宇陀
連携主催	奈良本部、宇陀支部

事業の経過	東京藝術大学日比野教授(学長)がプロデュースする明後日朝顔(あさってあさがお)プロジェクトに参加し、明後日朝顔姫路からの指導を頂き、宇陀版「明後日朝顔プロジェクト宇陀」を令和3年5月11日から宇陀市教育委員会、宇陀市こどもみらい課とともに教育の一環として開始している継続事業。 令和4年10月11月の収穫祭後、優秀な種を選定した結果、宇陀市立榛原西小学校から「キングオブタネ」を選出し、明後日朝顔プロジェクト全国会議(令和5年6月18日、総勢60名)にて、宇陀市のアピール、キングオブタネ選出の過程、現況報告をプレゼンテーション致しました。また、協力頂いている宇陀市には、現況報告と来年度の要望を行った。 ・全国会議開催地:岐阜県(令和6年開催地は熊本) ・全国会議出席:榛原西小学校校長(児島)、茅田、中辻、事務局(杉田)の計4名。 ・朝顔の種他地域への配布状況 (R3 姫路→R3 宇陀)、(R4 宇陀→R4 和泉)、(R5 宇陀→R5 姫路) ・R5実施状況(宇陀市内11か所) 宇陀市役所:環境対策課 旧榛原町エリア:榛原東幼稚園、榛原幼稚園、榛原北保育園、しらゆり保育園、 榛原西小学校 旧大宇陀町エリア:大宇陀こども園 旧菟田野町エリア:菟田野こども園、cafeALICE 旧室生村エリア:室生こども園、NPO 法人うだ夢創の里 ・榛原西小学校(小学2年生、種植・収穫)へ講師として無償出張(茅田、中辻) 関係理事:茅田、中辻 事務局:杉田
成果	子どもたちは、考える力・集中力・責任感が身についた。明後日朝顔

	プロジェクト宇陀が全国2位。宇陀市内外の人と人・人と地域・地域と地域の繋がりができ、来年度の展開を期待できる。
プロジェクト名	(5)映画「おらが村のツチノコ騒動記」お披露目上映会
協力	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	下北山村では、35年前野崎氏らがツチノコ探検隊をスタートし、年々全国的にブームを巻き起こした。岐阜で当時小学生だった若者がツチノコの映画製作を行ったので、試写会に参加した。 日時：令和5年10月1日(日)13:00～16:00 場所：一般社団法人つちのこパーク (下北山村桑原849旧下北山村保育所) 出席理事：野崎、茅田、中辻 
事業名	3.イベント協力支援事業
プロジェクト名	(1)音楽バンド「ファーマーズ」イベントの制作協力
イベント名称	繋がろう音楽の和、秋風にのせて♪
協力	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	「ファーマーズ」、「堀望美」のツーマン Live を開催した。 主催：Okuyamato Music 協力：奥大和アロマエッセンス、当法人 開催日時：令和5年9月24日(日) 13:30～16:00(開場13:00) 開催場所：宇陀市榛原農林会館 広報：SNS、口コミ、チラシ配布 来場者数：70名、スタッフ：4名 出席理事：茅田、大木、中辻 出席監事：葛城 事務局：杉田、中谷 
成果	前年に引き続き、音楽 Live イベントの開催を通じて、より一層の人繋がりを展開でき、広がりが見え始めた。
プロジェクト名	(2)宇陀市うだ産フェスタ実行委員会主催事業の制作協力
イベント名称	うだ産フェスタ
協力	奈良本部、宇陀支部
事業の経過	宇陀市最大級のイベント「うだ産フェスタ」の音楽イベント枠「フィナーレ」を理事長がプロデュース。今年度はガールズミュージックグループ「SPiN」を起用。

	開催日時:令和4年10月28日(土)9:00~15:00、 29日(日)9:00~15:00 主催:宇陀市うだ産フェスタ実行委員会 実施内容:宇陀市内の事業者による出展、模擬店、音楽イベント 制作内容:10月29日の音楽イベントの制作、実演 出演者:SPiN、堀望美、ファーマーズ、トオルコバヤシ 推定参加人員:1日目 2,000 人超、2日目4,000 人超 天候:晴れのち曇り 出席理事:茅田、大木、中辻 出席監事:葛城 事務局:杉田
成果	2日間で 6,000 人超と昨年同様の来場者数となったほか、出店者においても完売がほとんど。来年度の制作も期待できるが、うだ産フェスタ実行委員会との緊密な打合せが必要となってくる。
プロジェクト名	(3)西和サイクルツーリズムの会への継続協力支援
イベント名称	2023 Let's ポタリング御墳印帖をもってサイクルトレインに乗ろう！
協力	奈良本部、西和支部
事業の経過	この事業は、河合町周辺のコースを探索し、地域の新しい発見や自転車活用の理解を深めるサイクリングイベントとして実施するにあたり助成。 開催日時:令和5年11月11日(土)9:30~ 実施場所:北葛城郡馬見丘陵公園園花見茶屋から限定コース 実施内容:乗り慣れた自転車で「河合町史跡&古墳巡り御墳印帖プロジェクト」ルートを走る。近鉄田原本線サイクルトレインを利用して古墳群撮影など御墳印収集。スポーツ栄養講座の実施。クイズラリー。 主催:西和サイクルツーリズムの会 協力:河合町、奈良県栄養士会、河合町保健センター、 大塚製薬(株)奈良出張所、 奈良県サイクリング協会、 当法人西和支部 出席理事:中島



成果	(河合町・上牧町・広陵町・斑鳩町・王寺町)近鉄田原本線サイクルトレイン実施走行を含めた継続事業となり、広域展開。
事業名	4. 地産外商推進事業
プロジェクト名	(1)奈良・高の原ふれあいマルシェ
連携共催	奈良本部、宇陀支部、西和支部、家島支部、下北山保養所
事業の経過	 奈良市から提案されたトライアルサウンディング事業は、当法人において地産外商推進事業、地域間交流促進事業の一環としてアンテナショップ機能を有するマッチングイベントである。令和4年度より開催している。 ・主催:奈良・高の原ふれあいマルシェ実行委員会 ・共催:当法人 ・協力:奈良市右京・神功・左京・朱雀地区自治連合会、奈良市左京地区地域協議会 株式会社奈良シティエフエムコミュニケーションズ 人と人、人と地域、地域と地域が繋がるシステムを構築し、出店(出展)を伴うイベント(マルシェ等)の定着と地域経済の活性化に期待するため、「ならどっとFM」において番組を提供した。 (番組名)ファーマーズの高の原ふれあいマルシェ情報(令和5年3月～9月) 放送日時:毎月第2水曜日19:00～19:30 放送回数:7回 (番組名)ファーマーズの「マルシェキャッチ！」(令和5年10月～令和6年3月) 放送日時:毎月第2水曜日19:00～20:00 放送回数:3回 メインパーソナリティ:葛城 アシスタント:堀、中谷 ○第3回奈良・高の原ふれあいマルシェ 日時:令和5年3月19日(日)10:00～16:00 場所:平城第3号近隣公園 出店者ブース数:18 ブース 当法人収益ブース数:1 ブース 社会貢献ブース数:1 ブース チラシ配布:右京、神功、左京、朱雀地区の全世帯に配布(10,143世帯) 奈良市の広報協力:奈良しみんだより

	ならどっと FM:3/13 臨時番組放送(無料)「高の原ふれあいマルシェ情報」 野外 Live:3 組(堀望美、ファーマーズ、トオルコバヤシ) ワークショップ:貯金箱作り教室 集客数:約 500 名 出席理事:玉置、大木、瀧口、中島、中辻 出席監事:葛城 事務局:福谷、吉武 ○第4回奈良・高の原ふれあいマルシェ 日時:令和5年5月28日(日)10:00~16:00 場所:平城第4号近隣公園(池公園) 出店者ブース数:15 ブース 当法人収益ブース数:1 ブース 当法人取扱ブース数:3 ブース チラシ配布:右京、神功、左京、朱雀地区の全世帯に配布(10,170世帯) 奈良市の広報協力:奈良しみんだより、デジタルサイネージの採用 ならどっと FM:ファーマーズの高の原ふれあいマルシェ情報 野外 Live :1 組(堀望美)、TukTuk 周遊 集客数:約 1,200 名 出席理事:大木、一岡、玉置(由)、野崎、中辻 出席監事:鈴木 事務局:福谷、吉武 ○第5回奈良・高の原ふれあいマルシェ 日時:令和5年6月25日(日)10:00~16:00 場所:平城第4号近隣公園(池公園) ※旧神功小学校解体工事が行われるため、情報不足のため中止 ○第 6 回奈良・高の原ふれあいマルシェ
--	---



	日時:令和5年11月12日(日)10:00 ~15:30 場所:平城第4号近隣公園(池公園) 出店者ブース数:15 ブース 当法人収益ブース数:1 ブース 当法人取扱ブース数:2 ブース 社会貢献ブース数:1 ブース チラシ配布:右京、神功、左京、朱雀地区の全世帯に配布(10,204 世帯) 奈良市の広報協力:奈良しみんだより、 デジタルサイネージの採用 ならどっと FM:ファーマーズのマルシェキャッチ 野外 Live :2 組(堀望美、詩吟披露)、 TukTuk 周遊 集客数:約 300~400 名 天候:曇りのち、時々雨 ※気象庁の天気予報は前日まで晴れ予報でしたが、当日の朝6時で曇りと なり、以降時々雨となる異変により、来場者数を期待できない状況となった。 前回と同様の想定としていたが、残念な結果となってしまった。出店者との協議により、14時30分終了。 出席理事:大木、大西、一岡、中辻 出席監事:鈴木 事務局:福谷
成果	「TukTuk」は、子ども達に人気があり、賑わいを魅せた。徐々に正会員増に向かう。ならどっと FM のリスナーは未知数である。出店者へは、他のイベントへの出店斡旋を行うことで、収益向上を図ることができた。 ならどっと FM 番組提供により、宇陀地域等の PR 実施には欠かせないが、リスナーは未知数。 支出割合(地域間交流促進事業 1:地産外商推進事業 3)
プロジェクト名	(2)味覚定期便
連携主催	奈良本部、家島支部

事業の経過	令和5年11月、三重県熊野市「温州みかん」の販売支援を行った。
成果	好評につき、来年度から当法人会員より、他商品の募集、予約受付を開始。
事業名	5. 地域貢献活動支援事業
プロジェクト名	(1)障害福祉サービス地域貢献人材育成支援(有償ボランティア)
事業の経過	(株)みらい(大阪市西淀川区野里)就労継続支援 A 型事業所において、同事業の支援および職業訓練職員の人材育成地域貢献支援(ゴミ拾い、地域行事の企画および参加など)を行った。 実施:令和5年3月15日~9月30日の期間中、要望日のみ 出席理事:中辻
プロジェクト名	(2)地域プランナー・コーディネータ養成塾運営支援
事業の経過	一般社団法人地域づくり支援機構が主催する地域プランナー・コーディネータ養成塾の運営委員として協力を行った。 当法人顧問の若林氏、立松氏および理事長中辻が同法人の理事であることから運営支援にあたる。 実施状況:毎月土曜日の2回 出席理事:中辻 出席顧問:若林、立松
【2】その他事業	
事業名	1.保養所利用負担金徴収
連携主催	奈良本部、下北山保養所
事業の経過	令和3年4月より会員限定で開始し、受取負担金は法人運営に繰入れしているが、利用頻度が少ない。令和5年4月30日をもって保養所廃止。 管理理事:野崎、中辻
【3】法人管理	
事業名	1. いえしまトオル号レンタル管理
連携主催	奈良本部、家島支部
事業の経過	令和3年4月より姫路市家島町家島事務所から駐車場を賃借し、軽車両を配置している。会員のみ利用につき1日3,000円で貸出可能(当法人行事の場合は、無料)としていたが、利用頻度が少ない。 管理理事:石床、中辻
成果	島内での移動に便利。
事業名	2.徴収システムの導入
経過	Line 友達登録を利用することにより、法人として会費、出店料、手

	配料等スムーズな回収(キャッシュレス徴収)を導入した(エンペイを使った集金システム)。当法人会員の手間のかかる集金をシンプルにキャッシュレス、ペーパーレスで可能となる。 利用開始: 令和6年度会費徴収分より
【4】追記	
(1)公益目的事業としての「休眠預金活用事業」に関する申請において、今年度はない。 (2)法人管理部門運営にあたり、株式会社キャットマネジメントコーポレーション(理事長が代表の法人)および理事長からの賛助、寄附あり。 (3)任意団体「奈良 SDGs推進協議会」を法人管理部門傘下に統合。	

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(運用状況)
(法人法施行規則第34条第2項第2号)、 (法人法施行規則第13条第1項、第2項、第4項、第14条)
(1)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 コンプライアンス委員会および規則(令和3年12月3日施行)、 コンプライアンス規程(令和3年12月3日施行)、 理事の職務権限規程(令和3年12月3日施行)
(2)理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書管理規程(令和3年12月3日施行)
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理規程(令和3年12月3日施行)、 個人情報等管理規程(令和3年12月3日施行)
(4)理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 年2回の定時理事会開催における業務執行理事の報告 (但し、臨時理事会においては、都度報告としている) 実施計画策定委員会(運営委員会の開催)

事業報告の附属明細書 令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成を省略する。 一般社団法人トライアングル協議会 理事長 中辻 孝之助
--